

身元保証の高いハードルは本当に必要なのか？

多くのホール企業が、入社が決まった人に身元保証書を提出させています。本人が会社に損失を与えた場合、保証人が支払いの責任を負うことを約束する書類です。危険人物を入社前に排除できる、入社後の不正の抑止力になるなどのメリットはありますが、保証人が見つからず、入社をあきらめるケースが発生してしまうデメリットも。関連する民法が改正、施行されたのを機に、身元保証について考えてみましょう。

入社決定後に保証人の問題が発生

ご存じの方もいるでしょうが、根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約）を定めた民法第465条の2が改正され、4月1日に施行されました。法務省が作成したパンフレットには、「極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効」という見出しで、以下のよう

に書かれています。「個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる『極度額』を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により、当事者間の合意で定める必要があります」

この変更は、人事・労務では身元保証に影響するのですが、それを論じる前に、現状の問題点を見ておきましょう。

パチンコホールの入社書類は各社さまざまで、身元保証書を提出させる企業は少なくありません。弊社は、「パチンコの求人」とい

うサービスを提供しており、初めてパチンコホールで働く方の就職支援も行っていますが、入社決定後に「身元保証人になってくれる人がいない」との相談をよく受けます。

なぜ、そうなってしまうのか、よくある三つのケースを説明しましょう。

疑問、条件、連帯保証が、保証書へのサインを困難に

最も多いのは、両親や親族といった近しい人に、就職することと保証人の書類を書いてほしいことを伝えただけ、「本当にその会社は大丈夫なのか？ 普通は、保証人なんていらぬぞ」と突き返されてしまうケース。

近しい人に疑問を抱かれたことで、一気に不安が募ると同時に、手続き自体も面倒になり、「もう、いいや」となることがあります。相談を受けてフォローしても、一度折れてしまった心を立て直すのは容易ではなく、入社辞退となってしまうことも。

二つ目は、必要とする保証人の

人数、もしくは保証人の条件が厳しく、対応できないケース。

身元保証人は一人、もしくは二人が大半ですが、「保証人は両親、あるいは親族、かつ収入のある方」という企業もあります。「両親のどちらか一人＋親族で一人」など、より厳しい条件が付くことも。

家庭環境によっては、対象者が限られてしまいます。何とか両親伝いで見つけたとしても、遠縁で疎遠ならば、身元を保証する間柄でもないため、大半は断られてしまうことに。

三つ目は、身元保証書の文面が連帯保証としての意味合いが強すぎて、断られるケース。

就職という場面で担保するものは、その内定者が誠実に働く人物であるという人柄のほず。しかし、「会社に損失を与えた場合の連帯保証」に重きが置かれていると、それを見た両親や親族はやはり、パチンコ業界は金銭トラブルが日常茶飯事なのだと感じてしまいます。

金銭が動くギャンブル、反社会勢力と関係しているイメージを持つ人はいまだに多く、そういった



人は、実際にトラブルが起きた場合には、「自分たちが借金を背負ってでも責任を取らなければならぬ」と解釈する傾向に。そして、急に不安感が強まることで、ホール企業への就職を反対してしまうのです。

有名無実の身元保証人制度

そもそも、なぜホール企業に身元保証人が必要とされてきたのか。背景には、多額の現金を取り扱うことがあり、その金に目がくらんで不正行為を働いてしまった不届き者が、少なからずいたからです。

その過去の苦い経験から、不正行為を抑止する目的で、入社時に身元保証人を立てる慣習ができたと考えられます。

「火のない所に煙は立たぬ」ということわざがありますが、保証人になってくれる人がいないのは、何かしらの原因がその人にあるからと考える企業もあります。それが結果として、危険性のある人物を入社前に排除することや、入社後の不正の抑止力につながっている可能性がまったくないとはいえません。

しかしながら、不正行為者を解雇処分にした話はあっても、身元保証人にまで損害賠償請求が及び、その損害を無事に回収できた話は聞いたことがありません。裁判を考えたとしても、証拠や証人の準備といった手間、元スタッフを起訴していることが現スタッフに与える影響などを考慮した結果、事を荒立てず、不正行為者を処分するのみとなることかほとんどです。

適正上限額はいくら? 今こそ見直しを

初めに、「身元保証書で損害賠償を約束させるには、上限額を設定する必要がある」ことを書きました。その上限額をいくらすとするかは、企業が考えて決めること。極端に言えば、10万円でも1000万円でもいいのですが、額により、身元保証人がサインをする確率はかなり違ってくるはず。10万円であれば、その程度ならと署名してくれる確率は高いでしょうが、果たしてその金額を受け取ることに意味があるのか…。1000万円なら補償額として十分かもしれません。身元保証人

が署名する確率はかなり低くなることは明白…。

もし、あなたの子どもが、1000万円を上限とする損害賠償を約束する身元保証書を持つてきたとき、どう思うでしょうか? そして、そんな会社に就職させたいと思うでしょうか。

入社時に高いハードルを設けることがリスクヘッジとして機能していると思われがちですが、ハードルが必要以上に高いことで、失われてきた人材も多いはず。今回の民法改正を機会に、身元保証に関して見直してみたいかがでしょうか。



高田堅一 (しまだけんいち)
埼玉県出身。大学卒業後、バックエックスに入社し、人材紹介事業を10年以上経験。国家資格キャリアコンサルタントを取得。これまでに2000人以上の支援を行う。相談者満足度No.1のアドバイザー。